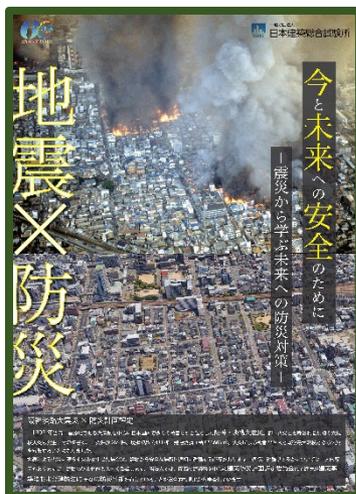


## 【お知らせ】JSCA関西支部 阪神・淡路大震災30年企画 「—記憶を未来へ、教訓を減災に—」出展

阪神・淡路大震災から30年の節目の催しにポスター・パンフレット展示という形で出展させていただきました。このような機会を通じて減災・防災意識が少しでも高まることを願います。



## 【ご紹介】YouTubeチャンネル GBRCシアター

「GBRCシアター」がチャンネル登録者数**570人**を突破しました。是非、チャンネル登録をお願いいたします！

最新の2月投稿動画では「消防隊の進入経路と避難経路」についてわかりやすく解説しています。

[チャンネルページへ](#)



## 【避難計算解説 vol.21】

### 200㎡超の居室でも全ての扉を使用可としてよい場合

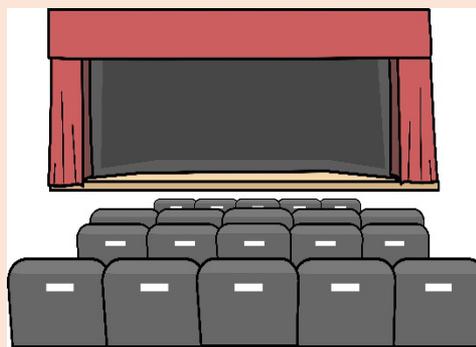
避難計算解説シリーズVol.13にて「200㎡を超える居室での避難扉幅は最も計算上不利となる扉を1か所使用不可」という原則ルールを解説しましたが、下記条件をどちらも満たす場合は例外として全ての扉を避難計算に使用してもよいルールがあります。

- 火気使用がない室
- 家具や座席等が固定されている室

これは下記事例のような座席・家具等が容易に移動できない室用途の場合は、「避難扉付近に家具等の可燃物が置かれるような運用が想定されにくい」=「避難扉付近で出火の可能性が低い」という考えが基となっています(なお座席を動かすことができる教室や小規模なホールなどの場合は適用不可)。劇場などを計画される場合はご注意ください。

### 【200㎡超でも全ての扉を避難計算に使用してもよい室用途例】

#### 劇場・映画館



#### 教室(固定席)



## 【お知らせ】省エネ基準適合の義務化

**2025年4月(R7年4月)以降**に着工する原則全ての住宅・非住宅建築物について省エネ基準適合が義務付けられます。ここでは、どのタイミングで省エネ基準の適合を確認する必要があるかをご紹介します。

省エネ基準の適合確認ができないと  
確認済証または検査済証は交付されませんのでご注意ください



★:省エネ基準適合の確認が必要なタイミング

or  
★:省エネ基準適合の確認が必要なタイミング

(建築物省エネ法第11条第1項ただし書き適用の場合である、省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為)

## お問い合わせ先

発行者:一般財団法人 日本建築総合試験所建築確認評定センター  
性能評定課 防災G

TEL: 080-8303-3873(中野)、080-8303-3872(長野)  
080-8303-3874(前山)

E-mail:seinou4@gbrc.or.jp



## 【ご紹介】委員会スケジュールについて

今後の委員会日程は下記のとおりです。  
HPにも掲載しています。

HP(委員会日程)

		3月	4月	5月	6月
防災計画 評定委員会	小規模共同 住宅委員会	6	8	8	5
	本委員会	26	23	23	25

		3月	4月	5月	6月
避難・耐火性能評価 委員会		27	25	30	26

(※2025/02/28現在)

## 【編集後記】

一般的には冬場は火災が起こりやすい季節と言われています。そこで建物火災件数(令和3年版消防白書より)を調べてみますと夏場に比べて冬場は1.5~2倍も火災が発生しているとのことから、統計的にもこの時期は火災に対して注意が必要な季節であることが分かります。また今年は阪神・淡路大震災から30年という節目の年でもあります。主な被害要因は建物倒壊ではありますが、都市火災と呼ばれるほどに広範囲に火災が拡大したことも阪神・淡路大震災の大きな特徴です。いつどこでどんな災害が起こるのかは誰にも分かりませんので、これを機にご自宅や職場の消火器や防災グッズなどを一度点検してみたいかがでしょうか。



記:長野